

みんなの力で 「郷づくり」^{さと} ④7

市郷づくり支援室（津屋崎庁舎） ☎52・4913
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



確定版

平成23年4月から新制度へ

平成22年11月に開催した区長会で、現行の行政区長制度と補助金制度を平成23年3月でやめることが決まりました。これまでは「協議中」「予定」として、市広報誌で市民の皆さんにお伝えしてきましたが、下記の内容で協議を終えましたので、確定した事項について要点をお知らせします。

関連する内容を掲載した市広報誌 ～みんなの力で「郷づくり」 ③7 ③9 ④3 ④4 ④5 ④6

要 点

●行政区長委嘱をやめます

市は92人の区長さんに「行政区長」を委嘱し、非常勤特別職の公務員として市の業務を遂行いただいていたのですが、平成23年3月でこの委嘱をやめます。近年、地域における住民リーダーの役割は重要になる一方、公務員でなければという必要性は薄れているのが現状です。※地域から区長さんがいなくなるわけではありません。市は、自治会（区）の代表者である区長さんに、これまで同様、地域とのパイプ役をお願いします。

●5つの補助金などを廃止し、ひとつにまとめて交付します

市が目的別に金額を決めて交付してきた①行政区長報酬②自治振興費補助金③防犯灯電気料補助金④自治公民館育成費補助金⑤敬老扶助費を廃止します。

平成23年度からの交付金の額は、22年度の額（①～⑤の合計）を基準として、23年度は100%、24、25年度は90%です。用途は自治会（区）で話し合います。
※前号で25年度80%とお知らせしていましたが、その後90%に変更になりました。



Q & A

Q 現在、「○○区」という名称を使っていますが、「○○自治会」に変更する必要がありますか？また、区長という呼び方から自治会長に変えなければいけませんか？

A 地域での呼び方はこれまでどおりで構いません。規約の変更も必要ありません。全国的に多い呼び方は「自治会」「町内会」で、次いで「区」のようです。市内では「区」が一般的ですが、「自治会」を使っているところもあります。
市は業務上、「自治会（区）」と併記したものを統一して使用します。

Q 長年続いてきた「行政区長制度」をやめて大丈夫ですか？地域のコミュニティが壊れたり、区長のなり手がなくなったり、困ったことになりませんか？

A 全国的にみると、「行政区長」を委嘱する制度がない市町村も数多くあります。もともと制度がない市町村では、自治会（区）組織そのものに行政の事務を依頼、委託しています。県内では、近年「行政区長」「町世話人」「行政連絡員」といった非常勤特別職の公務員制度を見直す自治体が増えていますが、委嘱をやめて地域コミュニティが壊れたという事例はないようです。
区長のなり手不足や自治会（区）未加入の問題は、制度の有無にかかわらず存在していると認識しています。今後、地域と市と一緒に解決策を考え、取り組んでいかなければいけない問題です。

「広報ふくつ」へあなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福津市中央1-1-1 福津市役所（福間庁舎）総合政策部広報秘書課広報広聴係
☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。